

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年3月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200162号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200023号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月15日、令和元年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成29年12月15日、令和元年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月15日、令和元年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年12月15日
② 令和元年7月15日
③ 令和元年12月15日

私は、請求期間①、②及び③において、A社に勤務し、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細一覧表により、請求者は、請求期間①、②及び③において、同社から40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(36,600円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年12月15日、令和元年7月15日及び同年12月15日の賞与に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年10月27日(受付)に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年12月15日、令和元年7月15日及び同年12月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していない

と認められる。